

食農ボランティア活動支援要綱

(目的)

第1条 神戸市内の学校・園や地域等において、子どもや地域住民が「農漁業」に関する講習や体験・実習の活動を行う際、その受入れや指導を行い、また、講師・アドバイザーとして参加・対応するなど、市民の食農活動に協力・支援する食農ボランティアの活動情報の登録発信及び活動助成を行い、食農教育の推進を図る。

(食農ボランティアの定義)

第2条 食農ボランティアは神戸市内で市民を対象に、食農教育を行おうとする農業者等とする。

(事業内容)

第3条 本要綱で定める事業は次のとおりとする。

- (1) 食農ボランティア活動登録事業
- (2) 食農ボランティア活動助成事業

(食農ボランティア活動登録事業)

第4条 食農ボランティア活動登録事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 食農ボランティアの登録
市長は、食農教育を行おうとする農業者等からボランティア登録申請があった場合、これを食農ボランティアとして登録するものとする。
- (2) 食農ボランティア派遣希望情報の収集
市長は、食農活動を行う学校、園、地域等が食農ボランティアの派遣を希望する場合、その情報を収集するものとする。
- (3) 食農ボランティア情報の発信
市長は、食農ボランティアの活動情報を発信し、市民の食農活動を推進するものとする。

(食農ボランティア活動助成事業の内容)

第5条 食農ボランティア活動助成事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 講師派遣事業
市長は、食農ボランティアが神戸市内の学校、園、地域等で開催される食農教育に講師として赴く場合、食農ボランティアに対して予算の範囲内でその必要経費の一部（交通費、教材費等）を助成する。

(2) 体験受入事業

市長は、食農ボランティアが市内の学校、園、地域住民を対象として市内の自身の畑、加工施設等で農に関する体験、実習活動を受け入れる場合、食農ボランティアに対して予算の範囲内でその必要経費（教材費、資材費等）の一部を助成する。

(助成金交付決定の取消および返還)

第6条 市長は、次に掲げる事項の一に該当すると認められる場合は、助成金交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (2) 助成金を交付の目的に反して使用したとき
- (3) 前各号に掲げる場合の他、この要綱の規定に違反したとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の内容等必要な事項については、経済観光局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。